

平成27年度輸送の安全に関する計画における具体的な項目

交通局自動車部

実施期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

	項 目	内 容	実施予定日・場所等	対 象	備 考 担当職員等
1	輸送の安全に関する指導	○ 輸送の安全を最優先に、業務の基本を忠実に遂行するため、次の方針のとおり乗務員指導を行う ○ 乗務員一人ひとりが健康管理に努め、その重要性を認識すること ○ お客様の立場に立った接客・接遇に努め、お客様に伝わる案内を行うこと ○ 法令を遵守し、各マニュアル等に定める事項に従い行動すること ・立て看板の掲出、各種文書への記載 ・各種研修、面談等での周知、啓発、スローガンの復唱など ・乗務員に自らの運転操作の「クセ」を気づかせ、それを改善することで事故防止を図る	通年	乗務員	業務課職員 営業所職員
2	運行管理業務点検・指導	○ 業務課職員が点呼マニュアルに基づき、点呼の状況を確認し、必要に応じて指導・助言する	4月・9月・12月及び必要に応じて実施	営業所	業務課職員
		○ 営業所長及び営業所主幹が点呼マニュアルに基づき、点呼の状況を確認し、必要に応じて指導・助言する	月1回	運行管理者 乗務員	営業所職員
3	安全総点検の実施	○ 年末年始の輸送の繁忙期において、更なる輸送の安全を確保する目的で実施計画を策定し、安全総点検を実施する	12月10日～1月10日	営業所 受託事業所	自動車部職員
4	交通事業管理者等による営業所の巡視	○ 年末年始及び年度始めに、交通事業管理者等が、関係法令等の遵守及び安全最優先原則の徹底並びに輸送の安全に関する計画への取組み状況を確認するため、各営業所を巡視する	年末年始 及び年度始め	営業所	交通事業管理者等
5	輸送の安全に関する意見交換会の開催	○ 交通事業管理者等が、安全に関する心構え・実践事項・意見・提案などについて乗務員等と意見交換会を開催し、安全意識の高揚を図る (1) 交通事業管理者及び安全統括管理者と乗務員等との意見交換会 (2) 自動車部各課と乗務員等との意見交換会 (3) 営業所長・主幹と乗務員との意見交換会	(1) 年2回 (2) 年2回 (3) 月1回程度	営業所	(1) 交通事業管理者等 (2) 自動車部課長等 (3) 所長・主幹 (職場研修会と併せて開催も可)
6	乗務員のPDCAの実施	○ 乗務員の意識改革とその実践を促すため、乗務員一人ひとりが具体的な行動計画（項目：安全確保と接客向上に関するもの）を定め、評価し、改善する乗務員のPDCAを実施する	6ヶ月ごと	乗務員	業務課職員 営業所職員
7	輸送の安全に関するアンケート調査の実施	○ 職員の輸送の安全に関する理解度や浸透率を把握する目的で、隔年で輸送の安全に関するアンケート調査を実施する（平成28年度実施予定）	隔年	副所長 運行管理者 乗務員	業務課職員

	項 目	内 容		実施予定日・場所等	対 象	備 考 担当職員等
8	現場指導	○添乗指導	- 業務課及び営業所の管理要員が、自動車運転者添乗指導要領に基づき、乗務員の運転状況等を確認するため添乗指導を実施し、必要に応じて指導・助言する - 輸送の安全に関する乗務員の教育・指導を強化する目的で添乗指導強化月間を設定する - 事故惹起者、苦情惹起者、各研修受講後等の添乗指導 - 新規採用した1年未満の乗務員の3ヶ月後と6ヶ月後の添乗指導	通年 添乗指導強化月間 (5月・8月・12月)	乗務員	業務課職員 営業所職員
		○街頭指導	業務課及び営業所の管理要員が、仙台駅前周辺・主要停留所及び交差点において、交通法規や服務規律の遵守状況、アイドリングストップ実施状況を確認するため、街頭指導を実施し、必要に応じて指導・助言する	マナーアップ強化日 (毎月1日・15日) 接客サービス強調日 (毎月10日・20日)	乗務員	業務課職員 営業所職員
9	輸送の安全に関する内部監査の実施	○ 安全管理規程第19条第1項及び輸送の安全に関する内部監査要領の規定により、輸送の安全に関する業務体制が、適切に確立、実施若しくは維持され、又は機能していることを確認するため、内部監査を実施する		5月 長町・霞の目 11月 川内・実沢 (未定) 本局	自動車部	自動車部職員
10	輸送安全管理委員会及び各部会の開催	○ 安全管理規程第13条に基づき、輸送の安全の計画の実行、確認及び改善状況の審査並びに事故原因の調査、研究等を行うために輸送安全管理委員会を開催する		毎月	安全統括管理者 輸送安全推進 責任者	自動車部職員
		○ 事故調査防止部会・整備管理部会・酒気帯び運転防止部会を必要に応じ開催し、事案について調査、研究等を行い事故防止に資する		必要に応じて開催 整備管理部会は毎月	部会長 及び部会員	
11	ヒヤリハット体験事例の活用	○ 危険体験「ヒヤリハット」事例活用要領に基づき、乗務員からヒヤリハット体験情報を収集し、営業所に掲示するとともに、職場研修などで乗務員に情報を提供し、事故の未然防止を図る。また、ヒヤリハット体験地図や冊子を作成し、常に情報を乗務員に提供する		通年	乗務員	業務課職員 営業所職員
		○ 重大事故を未然に防ぐことはもとより、職員間で共有し、一つでも事故の芽を摘むという目的で、ヒヤリハット体験事例報告強化月間を設定し、情報の収集に努めるとともに意識の高揚を図る		ヒヤリハット体験 事例報告強化月間 (6月・9月・12月・3月)		
12	事故・災害・事件等対応訓練の実施	○ 事故や災害等が発生したときに、迅速かつ的確に対応できるよう各種マニュアルに基づき訓練を実施する。また、訓練実施後において、訓練内容を検証・評価し、改善策を次の訓練に反映させるとともに、事故や災害が発生した時に生かす ・ 本局及び営業所において、災害や事件等を想定し、情報収集訓練・連絡報告訓練などが迅速かつ的確に行動できるようにする ・ 各営業所において、災害時(地震・津波等)を想定し、避難訓練・情報収集伝達訓練を行うとともに、停電時に備え、非常用発電装置を使用した訓練を実施する		春・秋の全国火災予防週間及び防火の日等 集団災害対応訓練の実施(9月)	業務課 営業所	自動車部職員他

	項 目	内 容		実施予定日・場所等	対 象	備 考 担当職員等	
13	受託者との連絡会議等の開催	○ 自動車車両の点検及び整備の管理に関する情報を交換し、連携して輸送の安全の向上を図るため、交通局、仙台交通㈱、宮城交通㈱3者による路上故障分析等連絡会議を開催する		月1回	仙台交通（株） 宮城交通（株）	整備課職員	
		○ 輸送の安全に関する情報等を交換し、連携して輸送の安全の向上を図るため、交通局、J Rバス東北㈱、宮城交通㈱3者による合同連絡会議を開催する		月1回	JRバス東北（株） 白沢・七北田（出）	自動車部職員 ※総務部職員も実施	
		○ 管理の委託に係る業務の履行状況について監査を行うため、輸送の安全に関する業務監査を実施する※		11月	宮城交通（株） 東仙台（営）新寺（出）霞の目（分）		
14	輸送の安全に関する教育及び研修等の実施	(1) 集合研修	① 事故防止・接客サービス向上（バリアフリー）研修	○ 事故の未然防止と接客サービスの向上を図るとともに、バリアフリーについて障がいのある方への対応を習得する ・ 営業車に添乗して、お客様の視点から現在実施しているサービスを検証し、より快適にご利用いただける接客サービスの更なる向上を図る ・ 危険予知トレーニング等により危険要素を発見し、危険を回避し安全運転をするための行動基準をまとめる ・ ヒヤリハット体験事例に基づき、潜在的な危険個所を把握して事故の予防と安全意識の向上を図る ・ 受講者同士のグループ討議を行い、リスク低減の方策の習得を図る ・ 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の推進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、特に知的障害や精神障害のある方への接し方や注意すべき事項などを講演していただき、障がいのある方に対して優しい対応を身につける ・ 車両の特性が起因する事故の防止や確実な日常点検を実施することにより、路上故障の防止を図る	年13回・本局研修室他 開催日5/21・5/28・6/11・6/25・7/9・7/23・7/30・8/27・9/10・1/28・2/4・2/18・2/25 研修時間8H	乗務員 1回14名程度 今年度183名	業務課職員 整備課職員 (外部講師) 自動車事故対策機構及び仙台市障害者総合支援センター
			② 事故削減・接客サービス向上フォローアップ研修	○ 接客案内等について、評価の低い乗務員を対象に実施する ○ 苦情発生のメカニズム、接遇の基本の理解に加えて、事故と苦情の未然防止に共通する運転行動と車内アナウンスの具体的フローを解説し、安全運行及び高度な接客サービスの習得を目的とした研修を実施する ・ 外部講師を招き、接客対応のロールプレイング等を実施する。自身の表情等、iPadで録画及び録音し、一人ひとりが高品質の接客サービスの習得を目的とした研修を実施する ・ バス車両を使用した実践型ロールプレイングの実施等 ・ ドライブレコーダーの活用 ・ DVD視聴 ・ 実車添乗等	本局研修室 研修時間8H	乗務員	業務課職員 (外部講師) エデュウス

項 目		内 容		実施予定日・場所等	対 象	備 考 担当職員等	
14	輸送の安全に関する教育及び研修等の実施	(1) 集合研修	③ 新規採用乗務員教習	○ 新規採用乗務員を対象として、必要な運転技術と業務知識の習得を目的とした教習を実施する ・ 職員服務規程・安全管理規程・自動車運転者執務心得・各種マニュアル等の習得 ・ 接客・接遇の教習 ・ 運転教習 ・ 普通救命講習（心肺蘇生・AEDの使用法） ・ 車椅子の乗車体験及び取扱い方法の習得 ・ エコドライブの習得	新規採用時 本局研修室 教習時間210H以上	新規採用乗務員	業務課職員 (外部講師) 仙台市消防局
			④ 乗務経験1年未満乗務員研修	○ 採用時の教習において習得した知識などについて、フォローアップ研修を実施する ・ 職員服務規程・安全管理規程・自動車運転者執務心得・各種マニュアルなどのフォローアップ研修 ・ エコドライブの研修 ・ 接客・接遇・危機管理などの研修	新規採用後1年以内 (1) 8月 (2) 11月 本局研修室他 研修時間8H	1年未満の乗務員 (1) 21名 (2) 5名	業務課職員他
			⑤ 健康管理増進研修	○ 加齢に伴う身体機能の変化を自覚することにより、健康を起因とする事故防止を図るとともに、自己健康管理の徹底を図り、健康への意識高揚を図る ・ アルコールが運転に及ぼす悪影響を理解し、酒気帯び出勤の根絶を図る ・ 腰痛予防等のストレッチ体操の実施	年13回・本局研修室 研修時間4H 開催日 5/20・6/17・6/24・ 7/8・7/22・7/29・ 8/26・9/30・1/20・ 1/27・2/10・2/24・ 3/2	乗務員 1回17名程度 今年度219名	業務課職員 (外部講師) (一財)宮城県社会 保険協会
			⑥ 事故削減プロジェクト研修（副所長・運行管理者研修）	○ 管理監督者として高度な知識の習得を目的に、交通心理士など有資格者の外部講師を招き、研修を実施する ・ 停車中事故の防止策や乗務員指導等の習得 ・ 事故分析要領及び当該乗務員に対する助言方法の習得 ・ ドライブレコーダーを活用した研修	年3回 6月・11月・2月 本局研修室 研修時間4H	自動車部管理要員	業務課職員 (外部講師) 損保関連会社
			⑦ 新任運行管理者教習	○ 指定業務職転任者を対象に、運行管理業務に必要な知識と技能の習得を目的として実施する ・ 職員服務規程・安全管理規程・自動車運転者執務心得・各種マニュアル・苦情・事故対応等の習得 ・ 普通救命講習（心肺蘇生・AEDの使用法）	新任運行管理者 採用時 本局研修室 及び会議室 研修期間15日以上	指定業務職転任者	業務課職員 (外部講師) 仙台市消防局

	項 目	内 容		実施予定日・場所等	対 象	備 考 担当職員等	
14	輸送の安全に関する教育及び研修等の実施	(1) 集合 研 修	⑧ 整備管理者 研修	○ 整備管理者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる ・ 整備管理規程等の習得等	年1回3月 本局研修室	整備管理者	整備課職員
			⑨ 整備管理者 の補助者研 修	○ 整備管理者の補助者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる ・ 整備管理規程等の習得 ・ 道路運送車両法等の習得等	補助者選任時等 営業所	整備管理者の補助 者	整備管理者
			⑩ 安全マネジ メント内部 監査委員研 修	○ 内部監査を実施するうえで、内部監査委員の力量の向上を目的として、必要 な知識・技術を習得させる（専門的機関から外部講師を招き実施する研修は 隔年に行う） ・ 内部監査基礎知識と他社事例の照会 ・ 確認テストの実施等	年1回5月 本局研修室	内部監査委員	安全統括管理者 業務課職員 (外部講師) 自動車事故 対策機構
			⑪ 安全マネジ メント新任 内部監査委 員研修	○ 新任内部監査委員を対象に、内部監査を実施するうえで、必要な知識・技術 を習得させる目的で実施する ・ 運輸安全マネジメント制度の概要と評価について（説明・DVD視聴） ・ 運輸安全マネジメント制度の内部監査の実施について（説明・DVD視聴）	年1回4月 本局研修室	新任内部監査委員	安全統括管理者 業務課職員
		(2) 現場 研 修	① 主任乗務員 研修	○ 乗務員の指導的立場にある主任乗務員に対し、交通局の現状と課題を検証さ せ、他の乗務員への伝達方法等を習得し、更なる安全マネジメントの構築を 図るため実施する	年2回 営業所 研修時間各2H	主任乗務員	営業所
			② スキルアッ プ研修	○ 旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき、営業所において運転者が遵守 すべき事項に関する知識のほか、事業用自動車の運行の安全を確保するため に必要な運転に関する技能及び知識を習得させることを目的で実施する	年2回 営業所 研修時間各1H	乗務員	営業所長他
			③ 安全運転者 研修	○ 営業所単位で所轄警察署より講師を招き、交通事故の防止及び運転マナーの 向上を図る目的で実施する	年2回 5月・10月 営業所 研修時間各2H	乗務員	営業所長他 (外部講師) 各警察署

	項 目	内 容		実施予定日・場所等	対 象	備 考 担当職員等	
14	輸送の安全に関する教育及び研修等の実施	(2) 現場研修	④ 職場研修（自主研修）	○ 定期的に、営業所における交通事故の防止と接客・接遇の向上や飲酒運転防止を図る目的で実施する ・ 安全確保に関する意識の徹底及び関係法令等を遵守させる ・ 事故・ヒヤリハット事案等、輸送の安全に関する意見交換と再発防止の研修 ・ 接客マニュアル等とDVDを活用した研修 ・ 飲酒に関する資料やDVDを活用した研修 ・ 車椅子の乗車体験及び取扱い方法の習得 ・ 安全マネジメントの取組みの報告	月1回 営業所	乗務員	営業所長他
			⑤ 特別研修	○ 旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき、死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令）を生じた事故を引き起こした乗務員に対し、自動車事故の再発防止を図るため、安全輸送に関する法令等の再確認、危険の予測・回避等に関する教育・指導を実施する	通年 研修時間8H	有責事故を惹起した乗務員	
				○ 旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき、高齢者（65才以上）の乗務員に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法等について、乗務員自ら考えるよう指導する	適齢診断の結果が判明した後1ヶ月以内	高齢運転者（65才以上）	
		(3) 個別研修	① 惹起者研修	○ 苦情惹起者、服務規律違背者に対し、関係法令及び自動車運転者執務心得を再教育するとともに、接客・接遇の必要性を再確認させる目的で実施する ・ 地方公務員法・服務規律・自動車運転者執務心得等	通年 研修時間24H	苦情惹起・服務規律を違背した乗務員	業務課職員
				○ 自動車事故の再発防止を図るために、事故惹起者の教育・指導を実施する ・ 部長訓戒以上の事故惹起者に対し、具体的な目標を掲げ達成するよう実践的指導・助言を行う。事故内容によっては、安全確認・運転操作の実地訓練を行う	通年 本局会議室等 研修時間4H	有責事故を惹起した乗務員	自動車部長 業務課職員
				○ 酒気帯び出勤惹起者に対し、仙台市交通局が取組む運輸安全マネジメントを十分理解させ、本来の運転業務に必要な姿を自ら自覚させる目的で実施する ・ 道路交通法・自動車運転者執務心得・各通知文書等	本局会議室等 研修時間8H又は16H	酒気帯び出勤を惹起した乗務員	自動車部長 業務課職員
			② 乗務員復帰研修	○ 一定期間以上、乗務員としての実務から離れていた職員に対し、乗務に必要な知識と運転技能の再確認を目的に実施する ・ 道路交通法・自動車運転者執務心得・各種マニュアル・各通知文書等	通年 研修時間32H以内（うち、本局8H）	乗務員	業務課職員 営業所長他
		(4) 派遣研修	① 副所長・運行管理者・業務課職員派遣研修	○ 副所長・運行管理者等に対し、管理監督者としてエコドライブや運行管理業務の高度な知識を習得させる目的で専門の研修機関に派遣する ・ バス事業の安全対策について、運輸安全マネジメントに基づく実践的な総合運行体制の技能及び知識を習得させる	年1回7月 2泊3日 滋賀県クレフィール湖東交通安全研修所	副所長 運行管理者 業務課職員のうち2名程度	公営交通事業協会

	項 目	内 容		実施予定日・場所等	対 象	備 考 担当職員等
14	輸送の安全に関する教育及び研修等の実施		② 運輸安全マネジメント派遣研修 ○ 運輸安全マネジメント制度の普及・啓発等の目的で開催する東北運輸局主催のセミナーに派遣する ・ ガイドラインセミナー ・ 内部監査セミナー ・ リスク管理セミナー	年1回	業務課職員	東北運輸局
		(5) その他の研修	① レベルアップ研修 ○ 各種マニュアルの反復研修 ○ 実車添乗：他の乗務員が運転するバス車両に添乗することで、自分との違いを自覚し、併せて、お客様の立場にたった視点から業務内容の改善や見直しを意識させ、自己の運転態度・接客態度等のレベルアップを図る	営業所	乗務員	営業所職員
			② ICカード乗車券（icsca）の導入に向けた職員研修 ○ ICカード乗車券（icsca）の導入に伴い、取扱い等に関する基本事項を十分理解させ、操作手順等を習得する ・ マニュアル等に基づき、座学研修を行う ・ デモ車を使用し、業務内容等を確認する	各営業所及び出張所 7月～11月下旬 研修時間4H	副所長 運行管理者 乗務員	業務課職員
			③ バス路線再編等に向けた職員研修 ○ バス路線再編等に伴う新規路線を習得する ・ 研修車両に乗車し、新規路線を走行する ・ 運行上、注意すべき箇所及び危険個所の把握・確認 ・ 分岐になる交差点などの確認 ・ バス停留所の位置確認	営業所	乗務員	営業所職員
15	事故抑止運動	○ 営業所ごとに有責事故抑止目標を設定し、積極的に交通事故の抑止に努め、輸送の安全確保に取り組む		通年 各営業所	営業所	営業所
		○ 営業所ごとに年間有責事故抑止目標を達成した営業所を表彰する		4月表彰	営業所	自動車部長
		○ 始業点呼時等に乗務員に対し、安全目標を復唱させ、輸送の安全に関する意識の高揚を図る		毎日	乗務員	運行管理者
		○ 交通安全啓発実践キャンペーン「セーフティ123」への参加を促し、交通事故防止の意識の高揚を図る。		7月～10月	自動車部	宮城県 総合交通対策課
	事故防止コンクールの実施	○ 年間を通し、有責事故ポイントの少ない営業所を表彰する		創業記念日	営業所	交通事業管理者
		○ 交通事故防止に努め、100日間無事故を達成した営業所を表彰する		通年（達成日）	営業所	交通事業管理者
○ 春・秋の交通安全県民総ぐるみ運動及び年末年始の輸送等に関する安全総点検に合わせ、輸送の安全に対する意識の高揚を図る目的でコンクールを実施し、有責事故ポイントの少ない営業所を表彰する		5月・9月・12月	営業所	自動車部長		

	項 目	内 容	実施予定日・場所等	対 象	備 考 担当職員等
15	事故原因分析及び教育・指導の実施	○ 自動車事故を惹起した乗務員に対し、事故の再発防止を図るため、自動車事故における原因分析及び教育・指導に関する要領に基づき、事故の原因や分析を行い、また、ドライブレコーダーやデジタルタコグラフ搭載車両等のデータを活用して、乗務員の教育・指導を実施する	通年 研修時間4H	乗務員	営業所職員
	エコドライブの取組み	○ エコドライブに対する意識の高揚を図り、環境保全・燃費削減・交通事故の防止に役立てる ・ 1) 始業時のアイドリングは3分（冬期間5分）以内を厳守 2) 営業所・駐車場・回転場ではエンジンストップ 3) 定速走行・経済速度の励行 4) 早めのシフトアップ 5) エンジンブレーキの活用 6) 急発進・急加速・急ブレーキは禁止 7) 空ぶかし禁止 8) 予知運転で停止・発進の回数抑制 9) 車内温度の適正化 10) タイヤ空気圧の適正化	7月・1月（強化月間） 毎月第一水曜日 エコドライブ 推進強化日	営業所	業務課
		○ エコドライブに対する意識の高揚を図る目的で、「ecoだより」を発行する	年2回発行		
		○ ドライブレコーダー、又はデジタルタコグラフの結果を活用して適切な助言をすることにより、エコドライブの意識の高揚を図る	通年		
16	運転適性診断の実施	○ 旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき実施し、乗務員に運転適性診断を定期的に受診させる ・ 乗務員自身が把握していない弱点やクセ、他人（他車）に対する行動特性を理解させる。また、その診断結果をもとに、安全運転に必要な事項を指導・助言し、事故の未然防止を図る ・ 初任診断（新規採用時） ・ 一般診断（35歳・40歳・45歳・50歳・53歳・56歳・59歳・62歳に達するもの） ・ 適齢診断（65歳に達した者は1年以内実施） ・ 特定診断Ⅰ（死亡・重傷者を生じた交通事故を惹起し、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前3年間に交通事故を引き起こしたことがある者が受診） ・ 特定診断Ⅱ（死亡・重傷者を生じた交通事故を惹起し、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがある者が受診）	通年 営業所及び 自動車事故対策機構	乗務員	営業所職員 一般診断以外については、自動車事故対策機構において受診する
17	職員の健康管理	○ 看護師が各営業所を定期的に訪問し、職員（乗務員等）の健康相談及び血圧測定を行い、指導・助言する	営業所 月3回	営業所	看護師
		○ 産業医が各営業所を定期的に訪問し、健康管理名簿記載者（生活習慣病等）の健康診断及び病欠者の出勤認定（病欠日数等による）の問診を行い、指導・助言する	年2回	営業所	産業医
		○ 営業所主幹が、日頃より職員の健康状態の把握に努め、健康管理（飲酒関係を含む）の指導を行うとともに、健康管理名簿記載者等に対し、定期健康診断結果に基づき、個人面談を実施し指導・助言する	4ヶ月毎	乗務員	営業所主幹他
		○ 運転業務従事者を対象に睡眠時無呼吸症候群（SAS）に係る簡易検査「パルスオキシメーターによる睡眠時の簡易検査」を定期的（3年に1回程度）に実施する。併せて、簡易検査で異常が認められた職員全員は、精密検査を受診する	パルスオキシメーターによる簡易検査 （3年に1回程度）		営業所

	項 目	内 容		実施予定日・場所等	対 象	備 考 担当職員等
18	営業所対抗接客・接遇コンクールの実施	○ 接客・接遇と安心を与える運転の向上を図るため、営業所対抗の接客・接遇コンクールを実施し、平均点が高い営業所を表彰する		6月1日～6月30日 7月表彰	営業所	自動車部長
19	市バスモニターの実施及び接客態度優秀職員の表彰	○ 市バス運転状況等連絡票記入要領に基づき、業務課職員等が添乗し、接客及び安心を与える運転の実施状況を調査する ○ 職員モニター表彰基準に基づき、接客態度が特に優れた乗務員を表彰する		通年 年2回 11月・3月	乗務員	自動車部長 業務課職員等
20	路線巡回の実施及び情報提供	○ 路線における危険箇所等の状況を把握し、危険箇所マップの作成等を行い、乗務員に周知することにより、交通事故の未然防止を図る		必要に応じて実施	乗務員	業務課職員 営業所職員
		○ 担当路線内の巡回を行い、乗務員に対して、その情報を提供し、必要に応じて指導・助言を行い、交通事故の未然防止を図る				
		○ 災害発生時又は災害が想定される場合に実施し、乗務員に対して、その情報を提供することにより、交通事故の未然防止を図る				
21	安全だより等の広報誌の発行	○ 安全だより 安全速報の発行	交通事故防止の取組目標等を乗務員等に周知するため、安全だよりを発行する。また、緊急に対応を要する場合には、安全速報を発行する	必要に応じて発行	営業所	業務課職員
		○ 接客だより 接客速報の発行	接客サービス向上の取組目標等を乗務員等に周知するため、接客だよりを発行する。また、緊急に対応を要する場合には、接客速報を発行する	必要に応じて発行		
		○ 事故速報の発行	発生した事故内容を乗務員等に周知し、再発防止を図るため、事故速報を発行する	事故発生の都度発行		
22	バス車両の確実な点検・整備の実施	○ 道路運送車両法47条に基づき、安全かつ安定的な輸送を確保するため、バス車両の確実な点検・整備を実施する ・ 日常点検整備を1日1回確実に実施する ・ 定期点検整備(1ヶ月点検・3ヶ月点検・12ヶ月点検・プリペードカードシステム点検)を確実に実施する ・ 計画点検整備を確実に実施する(別に定める) ・ 臨時点検整備を故障時等に実施する		各整備工場	バス車両	整備課職員等
23	バス停留所施設等の安全点検の実施	○ 停留所上屋・停留所標識等の破損、汚損等の補修、修理、交換し、輸送の安全を確保する ○ 停留所上屋・停留所標識等の清掃作業を実施し、輸送の安全を確保する		随時	バス停留所施設等	輸送課職員等